

厚生労働省発基 1116001 号

労働政策審議会
会長 西川 俊作 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、「労働基準法第六十一条第五項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する厚生労働大臣が必要であると認める場合及び期間を定める告示案要綱」（別紙）について貴会の意見を求める。

平成16年11月16日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

労働基準法第六十一条第五項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する厚生労働大臣が必要であると認める場合及び期間を定める告示案要綱

一 内容

労働基準法第六十一条第五項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する厚生労働大臣が必要であると認める場合を同法第五十六条第二項の規定によって演劇の事業に使用される児童が演技を行う業務に従事する場合とし、同法第六十一条第五項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する期間を当分の間とすること。

二 その他

この告示は、平成十七年一月一日から適用するものとする。